

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月10日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | ○知事 ●市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 東京都 |
| 3. 市区町村名 | 新宿区 |
| 4. 届出番号 | 57 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 65-1 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002194.html |

執行機関名 新宿区長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成その他の子ども・子育て支援に関する事務であって規則で定めるもの 【新宿区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年新宿区条例第36号。)による医療費の助成に関する事務】 |
| ②番号法別表第1の項 | 45 | |
| ③番号法別表第2の項 | 65 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年新宿区条例第47号)第3条別表区長の項第5号 児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成その他の子ども・子育て支援に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条 | 新宿区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第1条及び第3条第1項 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。 | 第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、新宿区(以下「区」という。)の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われるもの又はこれに準ずるもので規則で定めるものとする。 (1) ひとり親家庭等の父又は母及び児童 (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項各号のいずれかに該当する児童 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 新宿区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 新宿区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 |